令和2年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における 「次期障害者総合支援計画」についての主な意見

日時:令和2年11月24日(火) 14時00分から16時00分

場所:浦和コミュニティセンター 10階 多目的ホール

書面会議:令和2年11月17日(火)から令和2年11月27日(金)まで

【全般】

- ・計画を策定するにあたり、障害のある人、支援する人などが実際に抱えている悩みや相 談事を拾い上げるなど、もっと現場の実態を把握してほしい。
- ・計画の内容が抽象的である。具体的なサービスや制度の名称の記載はなく、専門的な内容が多いため理解が難しい。
- ・個別具体的な困りごとについての情報については、直接当事者からしか得られない。市 民が必要な情報をより多く手軽に得られるようにしてほしい。
- ・全体として、具体的な法律や規格を明記したことは、計画として大変説得力があり、さいたま市のグレードの高さを示せてよいと思う。今後の計画にも踏襲してほしい。
- ・高次脳機能障害者などの、見た目ではわかりづらい障害者への理解が得られにくい。全 ての障害者とその家族が「住んでよかった」と思えるような計画であって欲しい。
- ・ケアラー支援問題はコロナ下においては喫緊の問題であり、また今後も介護者の高齢化 に伴う重要事項であると考える。計画の中に、ケアラー支援について掲載してほしい。

【第1章 総論】

- ・第1章(2)計画の位置づけに、埼玉県条例「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」、「埼玉県手話言語条例」を掲載してほしい。
- ・第1章2(1)基本目標3①意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策について、手話通訳者だけではなく、要約筆記者や盲ろう者向け介助員派遣も含まれているため、修正してほしい。

【第2章 各論】

- 〇基本目標1 基本施策(1)障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
- ・障害者総合支援計画は、ノーマライゼーション条例の理念を実現するためのものである はずなのに、内容が薄い。
- ノーマライゼーション条例のブラッシュアップに取り組むべきではないか。
- ・市職員が障害者への理解を深めていくことで、障害者だけでなく、その家族の生活の質が向上すると思います。

- ・見た目ではわかりづらい障害(高次脳機能障害、発達障害、内部障害など)について、 周知・啓発が足りない。本人は活動的に過ごしたいと思っていても、家族によっては障 害の存在を隠したいと思う人もいるのが実態。障害のある人が堂々と生きていくために、 「世の中には様々な人がいる」という理解がもっと広まってほしい。
- ・障害当事者に対して、アンケートを行ったにもかかわらず、「ノーマライゼーション条例」 や「障害者差別解消法」についてあまりにも認知度が低いことが気になった。一般市民 においては、全く知らない人がほとんどではないかと思われる。せめて、市職員は、障 害者総合支援計画ではなく、ノーマライゼーション条例のことは知っていてほしい。

〇基本目標 1 基本施策(2)障害を理由とする差別の解消

- ・合理的配慮の好事例のパンフを前に見たが、障害に偏りがある。偏りをなくしてほしい。
- ・障害者差別への対応で担当部署は障害政策課となっているが、これを本気で行なうのであれば、障害政策課には相当の権限が必要だと思う。他部署、関係機関に対して一つの課が助言、あっせんするなんて不可能ではないか。もし取り組むのであれば差別事例に対しては総務局あたりが適当だと思う。縦割り行政が問題になっている昨今、さいたま市においても抜本的な見直しを期待したい。

〇基本目標2 基本施策(1)ライフステージを通じた切れ目のない支援

- ・就学児が療育を受けられる場の整備が必要。また、一般の病院で、障害者が白い目で見られないようになるとよい。
- ・総合療育センターひまわり学園等の取り組みについては評価する。

〇基本目標2

基本施策(2)障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

- 支援を受けず成人した方についてどうやったら支援できるか検討が必要。
- ・金銭管理が困難なため、社会福祉協議会の安心サポートを利用しようと検討したら、費用がかかると言われた。何らかの補助をしてほしい。
- ・移動支援について もう少し幅を持たせて利用が出来るように変えてほしい。その一方で、どのような利用が出来るのかなどをもう少し明確に示してもらいたい。ヘルパー事業所に積極的に取り組んでもらえるように予算の確保も検討してほしい。
- ・新型コロナ感染症対策として、障害者(要援護者)の介護者(家族介護者等)が陽性も しくは濃厚接触者となった場合は、速やかに抗原検査またはPCR検査を実施してほし い。

○基本目標2 基本施策(3)障害者の居住場所の確保

- ・強度行動障害のある人は、どこの施設でもいいという訳ではない。グループホームの整備を促進すると書かれていても具体的にどのようにして支援していただけるのか、わからないので、親は日々不安に思っています。
- ・居住場所の確保、グループホームの整備を進めて欲しい。特に、重度障害者が地域で生活できるようにしてほしい。

- ・重度身体障害者のショートステイ先の施設を増やしていただきたいです。
- ・登録上や書類上で重度や医療的ケア者を受け入れるとされていても、多くの施設や事業 所は、実際にはほとんど受け入れられない状態である。数字上で「満たされている」と することを目指すのではなく、実際に受け入れられる所を増やす工夫や努力をすべきで ある。

〇基本目標2 基本施策(4)相談支援体制の充実

- 相談支援員の少なさを感じているため、増員してほしい。
- ・聴覚障害者相談員には、手話経験や社会経験、専門知識が豊富な人が望ましい。手話通 訳や要約筆記について、若い世代が習得し、長く活躍できる環境を整備してほしい。 また、支援を持続するため、人材の育成等が必要である。
- ・中途で視覚障害者となったり、視覚障害の程度が進んだ人からの相談に応じるには、高い専門性が必要で、支援課窓口や総合支援センターや生活支援センターのみでは相談者の期待に応じきれていない現状があり、埼玉眼科医会や国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害部門と協力し、毎年勉強会を行うなど、連携を図る必要がある。また、医療やリハビリ、当事者団体とともに有機的連携が図れる具体的な仕組みと体制を構築してほしい。
- ・相談事について、一か所で様々な相談対応をしてもらえる窓口の整備をしてほしい。

○基本目標2 基本施策(5)人材の確保・育成

- ・障害福祉事業所の人材が不足している。また、募集をかけても応募が無い。 抜本的な取り組みが必要。
- ・福祉サービスとしての「代読・代筆支援」の人材育成が計画に入らなかったことは、非常に残念。デジタル化が遅れ、紙ベース至上主義の日本で、このサービスが十分受けられないのは、視覚障害者の生活にとって重大な影響がある。デジタル化を図るか、人材育成かどちらかを計画に入れてほしい。
- ・デジタル化が進展すれば、視覚障害者の読み書きの問題は解消に向かうことができるため、福祉サービスを含む行政手続きのアクセシブルなオンライン化を進めると共に、視覚障害者に対する ICT 教育の進展につきましても、民間事業者の協力を含め、ぜひ推進してほしい。
- ・手話講習会の開催で、かなりの数の人が講習会に通っている。しかし、受講生の内訳として、将来の通訳を目指せるような若い人が受講しているのか内訳がわからない。人数だけで成果指標となるのか疑問。
- ・障害福祉分野に関わる人材の確保、育成について、福祉サービスを将来にわたり安定的に提供するために、様々な講習、研修をしていることが分かった。コロナ禍において、例年と同じように開催できるか危惧されるが、質の高い人材を育てることが大切だと思います。人材の数が増えれば良い訳ではなく、障害の特性に応じた適切な対応が出来る人材を1人でも多く育ててほしい。
- ・福祉施設(生活介護事業所、短期入所、グループホーム)の人材不足、特に男性職員が 不足している状態が切実です。

- ・福祉職員の福祉の向上も真剣に考えるべき。支援者の福祉の向上を真剣に考えなくては、 現場の人手不足や早期退職者の頻出は止められない。施設側や残った職員の努力や工夫 でカバーできる問題ではない。介護や支援の質を保つためにも福祉職の福祉を公的な対 応(補助金の充実等)で向上させ、早期退職や人手不足の解消を図ることを考えねばな らない。
- ・障害者に寄り添う意識と支援する人の育成が課題だと感じます。

〇基本目標3 基本施策(1)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・P91④「選挙時の情報提供」について、聴覚障害者の投票環境の向上にも努めてほしい。 例えば、聴覚障害者は文章を理解することが苦手な方も多いため、QRコードで動画を 載せる等すると、より選挙に参加しやすくなると考える。
- 情報保障の取り組みについて、当事者のニーズにあっているか疑問。
- ・情報アクセシビリティと ICT の利活用に関する記述はあるが進捗が全くない。国も本腰を入れてデジタル化に舵を切ったので、さいたま市もそれに沿って国連の障害者権利条約で規定されているアクセシビリティを担保したデジタル化に取り組む必要がある。国のデジタル化政策に沿ってほしい。
- ・行政からの情報提供だけでなく、障害を持つ市民との双方向のITを活用したコミュニケーションの充実が必要だと考えます。コロナ禍で外出や対面での相談、手続きが難しくなる中、オンラインで相談や各種手続きが出来る体制整備が必要だと思います。障害特性に配慮しながら、IT技術を積極的に取り入れてほしい。
- ・聴覚障害者への情報提供として、手話通訳者、要約筆記者とある。この制度があることには感謝している。手話言語条例を制定し、手話が日常生活にある社会を望む。また、高齢聴覚障害者の中には昔の学校教育の関係で、文章が苦手な人が多い。市からの手紙や情報には、ルビをつけて、必ず連絡先に FAX 番号を入れてほしい。

〇基本目標3 基本施策(2)障害者の就労支援

- ・障害者の就労については当事者、企業、ハロワーク等へのヒアリングをしっかりと行う と良いのではないか。
- ・ノーマライゼーションを考えれば、障害のある人もない人も共に働けたらと思います。
- ・就労について 精神障害を持つ方の選択の幅を広げる為に、行政が力を入れて取り組んでほしい。
- ・役所等でのデジタル化の遅れもあり、紙ベースでの手続きが多く、視覚障害者は大変不 自由している。
- ・「国や県などの専門機関との『有機的な』連携」との文言が追加された。一般就労が原則である視覚障害者にとって、専門機関につないでいただき、適切な支援が受けられることが、就労への第一歩である。今後は本施策に基づき。確実に適切な専門機関につないでほしい。
- ・P93 障害者優先調達の推進について、全庁的に取り組むとあるが、成果指標がないため、 成果指標を設定してほしい。

○基本目標3 基本施策(3)アクセシビリティに配慮した空間の整備

・さいたま市に無人駅ができてしまうことについて、JRに要望するだけでなく、サービスを維持するため、市が積極的に働きかけてほしい。

〇基本目標3 基本施策(4)外出や移動の支援

・タクシー券の使用枚数の制限をしないでほしい。そもそも枚数制限があること自体がお かしい。

〇基本目標4 基本施策(1)防災対策の推進

- ・防災対策の推進について、2019 年 10 月台風 19 号による被害や新型コロナウイルス感染症対策等について、具体的な対策に取り組んでほしい。
- ・避難所において、避難行動要支援者名簿を活用し、障害者に対する適切な配慮に取り組 んでほしい。